

1 審議会名	上田市公文書館整備検討懇話会
2 日 時	平成29年12月20日 午後1時30分から午後3時30分まで
3 会 場	本庁舎5階 第三委員会室
4 出席者	小平委員、児玉委員、関委員、西入委員、堀内委員、横山委員
5 市側出席者	神代総務部長、柳原総務課長、小林生涯学習・文化財課長、倉澤博物館長、塩崎文化財保護担当係長、清水博物館長補佐、小林文書法規係長、小林文書法規係主事
6 公開・非公開	☒ 公 開 ・ ☐ 一部公開 ・ ☐ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成30年1月15日

協 議 事 項 等	
1	開会
2	会長あいさつ
3	議 事
	(1) 公文書館管理運営基準(案)について ○ 事務局より、資料に沿って説明 ○ 意見・質問等：次のとおり (委員) 2ページ目の行政関係の(6)の表題の末尾に「等」を付けた方がいいのではないかと。また、3ページ目の各種統計の(1)の表題の「研究」の後にも、「等」を付けた方がいいのではないかと。 (委員) 関連して、教育関係の社会教育に関する公文書等の中に、「公民館活動に関する公文書等」とあるが、末尾の「等」は「公民館活動」と「公文書」どちらにかかっているのか。 (文書法規係長) 「公文書」にかかっている。この場合、「公民館活動」だけと捉えられる恐れがあるので、「公民館活動」の後にも「等」をつける。なお、御指摘いただいた箇所についても「等」をつける。 (委員) 教育関係の(2)の項目のア、イの末尾にも等を付けた方がいいのではないかと。 (文書法規係長) そのようにする。 (委員) 6ページで、歴史公文書等の選別は各課と公文書館との協議による仕組みとなっているが、図書館はいいのか。公文書は図書館に一部入っているのだから、図書館も入れるべきではないかと。 (委員) これから所有する個人団体からの寄贈・寄託文書についての選別を記しているのだから、図書館が入るとかえって混乱してしまう危険がある。 今、図書館が持っている公文書は出来る限り公文書館へ移管するという考え方でよいと思う。 関連して聞くが、市町村史を編さんするのに集めた資料はどの種類に区分けされるのか。 (文書法規係長) 多岐に渡る内容であるため、「その他」に区分けされる。 (委員) 各委員会の資料というのはどこに区分けされるのか。教育委員会が所管する資料など。 (文書法規係長) 教育委員会が所管する文書であっても、業務によっては、審議会に関するものや予算

に関するものもあるので、項目の内容に応じて部局にかかわらず、幅広く収集していきたい。

(委員) 教育関係の(3)として市町村史編さんのために収集した資料という項目を作ってはどうか。

(総務課長) それでもいいかと思う。

(委員) 17 ページの2に記載されてある博物館との連携は、丸子郷土博物館と公文書館でのことか。

それとも、市立博物館と公文書館でのことか。

(総務課長) 博物館という文言の中には、市立博物館全体が含まれる。市立博物館と丸子郷土博物館は組織的には一体である。当然、丸子郷土博物館との連携を含めた書き方としている。

(委員) 組織的な連携ではなく、同じ建物内にある公文書館と丸子郷土博物館相互の連携かと思っていた。

(委員) 私は、文書の収蔵について、判断が迷うものについては公文書館と市立博物館が協議してどちらが引き受けるか決めていく意味合いだと思っていたが。

(博物館長) 意味としてはそういうことだ。

(委員) 教育関係の(3)として市町村史編さん資料を入れていただければなから解決すると思うのだが。

(委員) 事前にしっかりとやっておいてもらいたいのは、歴史公文書扱いをしない文書の中に、観光関係書類などがあるが、これらは観光課が作っているものと外郭団体が作っているものがある。このようなパンフレット類は図書館が収集するか公文書館が収集するか明確にしておいていただきたい。観光課が作成したものについては廃棄となるので、その周知及び確認はぜひともしてほしい。

将来の展示で使う機会も考えられるため、全部パンフレット類を捨てるのではなく、取捨選択が必要だと思う。

そのような線引きを決めるため、図書館等の施設を含めた全体協議会を一回開き、その後に公文書館と博物館相互の協議をしていくのが望ましいのではないか。

(委員) 関連して、宮城県の例だったと思うが、市民の方に貸し出ししてもらえると期待して図書館に寄贈したのに、公文書館に持って行かれてしまったら貸し出ししてもらえないというようなトラブルがあったと記憶している。そのようなトラブルを避けるためにも、6 ページで「公文書館と博物館が協議」とあるが、そこに「等関係機関が協議」など、少し含みを持たせた書き方の方がいいのかもしれない。

(総務課長) 寄贈される方の意思もあると思うので、その方のお話をよく聞いて、こちらの体制も説明して、公文書館にて保管することになる旨を十分に納得していただく必要がある。市民の方は、どうしても図書館に寄贈するという発想が先行してしまいがちだと思うので。

(委員) 観光パンフレットは、5 ページのその他に該当するのではないのか。

(文書法規係長) ここでいう案内パンフレットは、市が作成したものではなく、外部から収受し、保有したものを想定している。ここで記載されているものはあくまで例示であって、これからさらに積み上げていく。

(委員) 6 ページの1の「基本的な考え方」の中で「誤廃棄を防ぐため」とあるが、趣旨からすれば、保存年限が過ぎた公文書は、総務課及び公文書館の協議を行うというものだ。単純に、「保存年限が過ぎた公文書等は」を主語として置き換えればいいのではないか。

(委員) 私はこの記述でもいいと思う。

(委員) これでいくのであれば「誤廃棄を防ぐため」を除き、「各課のみの判断で廃棄するのではなく」を強調すべきではないか。具体的には、「保存年限の過ぎた公文書は、各課のみの判断で廃棄せず」

という文章はどうか。

(委員) また、文書の流れを6ページの内容の通りとすると、上田市の文書規程も変える必要が出てくる。

(委員) 7ページの1の2行目の「その内容に」を、意味を明確にするため、「その内容には」に直した方がいいのではないか。また、4行目の「公開の是非を判断できるものとします。」とあるが、端的に「公開の是非を判断するものとします。」でいいのではないか。

(委員) それでいいように思う。

(委員) 16ページだが、4の(1)で「小学校・中学校・高校・大学」とあるが、これを「学校教育機関及び社会教育機関の見学のあっせん」という風に変更してはどうか。

(委員) 文書的には、その方が幅広くていいと思う。

(文書法規係長) 承知した。

(委員) 16ページの(2)についてだが、「幅広い分野の方々を積極的に御招きし」とあるが、招くのはこちら側なので、御はいらないと思う。

(委員) 同じく16ページの(4)で「コンテンツを公開しておりますので」とあるが、単純に「コンテンツを公開していますので」でよい。

(委員) 関連して、同様の項だが、「同様な取組を積極的に進めていく」とあるが、進めていくのは公文書館なのか、マルチメディア情報センターなのかどちらか。

(総務課長) マルチメディア情報センターを使わせていただく形になる。

(委員) 14ページの目録記載事項のところで、保存場所の書架と棚だが、整理する上でどんどん変わっていくが、それでも入れるのか。

(文書法規係長) 公開する目録とシステムで管理する上で職員が閲覧できる目録の二通りを考えている。そのため、書架、棚については後者の扱いとし、括弧書きで表記している。公開する目録には場所だけ記す。

(委員) 13ページの1の2段落目で、「市民の利用が不可欠であることから」とあるが、これはいいのではないか。すなわち、「これらの目的を達成するために、誰もが利用できる環境を整え・・・」に変更してはどうか。

また、「取組」を「取組み」に、「行うこととします」を「行います」にすべきではないか。

(委員) 「市において」は残した方がいいのではないか。主語はあった方がよい。

(委員) そうとらえる方もいらっしゃるので、残してもらってもいい。

(委員) ところどころ「こととします。」という表現が出てくるので、どちらかに統一した方がいい。

(委員) 提言の方にも「こととします。」とあるのだが。

(委員) どちらにせよ統一されていればいい。

(委員) 17ページに関連するのだが、丸子郷土博物館の建物の管理主体はどちらになるのか。

(総務課長) いまのところは博物館に全体管理の予算がついているので、維持管理は博物館が行う。運営は一体的に行う。

(委員) 1ページ目の2行目で「市民共有の財産として永く後世に伝えられるものであり」との記述があるが、「伝えねばならぬもの」ではないのか。

(委員) 「伝えるべきものであり」はどうか。

(委員) 受け身ではなく、伝えるという意志を明示するような表現にすべきだ。

(文書法規係長) では「伝えるべきものであり」に修正する。

(3) 今後の日程について

- 来年度は開催の予定はなし。しかし、任期は開館までなので、また必要に迫られれば開催する。
- 4月から旧西部公民館で文書の選別作業を行い、目録の作成及び補修を行っていくが、その作業を進めていく中でまた御協力をお願いするかもしれない旨、事務局から説明。

(4) その他質疑応答

(委員) 条例化というのは前から話があったと思うが、閲覧の制限等はどのようにして市民の方に知らしめていくのか。

(総務課長) 今考えているのは、来年の12月議会または3月議会で条例案を提出し、可決したら市民の方に様々な広報媒体を通じてお知らせしていく。まずは条例化するタイミングを吟味し、それに合わせて広報活動のタイミングも計画していきたい。

どのような条例にするのかも今後検討していく。具体的な管理に関する部分は規則に盛り込んで、利用に際しては基準を作り、パンフレット化するなど様々な方法を考えている。来年度以降の予算状況を加味しながら進めてまいりたい。

4 閉会